

第1回大阪府自殺対策審議会自殺未遂者支援部会 議事概要

◇日 時：平成25年 7月12日（金） 午後3時～5時

◇場 所：日本赤十字社大阪支部 大阪赤十字会館 4階 402会議室

◇出席者：白川委員、廣常委員、平委員、芦田委員、以倉委員、植西委員、永井委員、松浦委員、
谷掛委員

報告(事務局)

(1) 自殺未遂者支援部会の報告とその後の進捗状況

- ・事務局から平成25年度の大阪府の自殺対策の取組みについての報告があった。

(2) 自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）について

- ・平成25年1月から政令市・中核市を含めた大阪府全域で、警察と連携した自殺未遂者相談支援事業を開始した。警察署が保護等した自殺未遂事案について、自殺再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことを目的に、保健所等へ情報提供を行い、提供を受けた居住地の保健所等が相談支援を実施している。
- ・平成25年1月から3月までの実績では、大阪府及び中核市において、警察で相談支援の同意を得た事例は158件あった。

(3) 自殺未遂者連携支援事業について

- ・平成21年度から平成23年度に救命救急センターで「自殺未遂者実態調査事業」を実施した。
- ・平成24年度から、自殺未遂者実態調査事業をより発展させ、救命救急センターに搬送される自殺未遂者への連携支援の体制を整備するため、救急医療機関において、精神保健福祉士等を配置し、自殺未遂者及び家族に対して、保健所等の地域関係機関と連携した支援を実施している。
- ・平成25年度は6カ所の救命救急センターに事業委託をし、自殺未遂者への支援、事例検討、調査、研修を実施している。

審 義

審議内容：自殺未遂者連携支援事業の国事業化に向けた提言について

主 旨

自殺未遂者連携支援事業では地域自殺対策緊急強化基金を活用し、救命救急センターに地域担当者として精神保健福祉士等を配置し、自殺未遂者が再度の自殺未遂や自殺に追い込まれないように、個別支援、地域の関係機関と連携した事例検討、研修の開催等を行っている。配置された精神保健福祉士等は、救命救急センター内の連携だけでなく、地域の関係機関との連携を行い、自殺未遂者の支援に携わる人材の育成にもつながっている。

しかしながら、基金終了後は財源確保が課題であり、事業の継続実施が困難になりうる。

そのため、本事業を行ってきた大阪府として、本事業を国事業とする旨の提言を行うべきかどうかを審議いただきたい。

審議における主な意見

事業による効果

- この事業を通して精神保健福祉士が自殺未遂者支援という分野に参画することが可能になった。
- 救命救急センターに精神保健福祉士等が配置されたことで、院内のスタッフによる円滑な対応が図られている。また精神科への紹介率も高まっている。

地域における取組や課題

- 堺市では救急告示病院へ自殺未遂者への対応と課題についてのアンケートを実施した。
- 地域で自殺未遂者支援に関わることのできるマンパワーが不足している。
- 家族に対する支援窓口が少ない。
- 自殺未遂者に対して身体科と精神科の医療機関が連携した治療が必要。
- 三次救急に精神保健福祉士等を配置することで連携の窓口になることは分かるが費用がかかる。

今後について

- 都市部と郊外部などの地域特性を生かした自殺未遂者支援についての連携を考える必要がある。
- 自殺対策に関わることのできる精神保健福祉士、保健師などの専門職の人材を育成する必要がある。
- 自殺未遂者に対して身体科と精神科の医療機関が連携して支援を行う必要がある。そのために三次救急で行っている自殺未遂者連携支援事業を継続していく必要がある。

その他

- 自殺未遂者への支援を府民が知らないことも多く、窓口や支援の仕組みについての啓発が必要。



自殺対策審議会自殺未遂者支援部会としては、国への事業提言について検討を行っていく。
今後の事業の進捗状況等を踏まえ、自殺未遂者支援部会を年内に開催する。